

教育職員免許状の申請手続きについて

提出先

山口県教育庁教職員課人事企画班（免許担当）TEL 083-933-4550
〒 753-8501 山口市滝町1－1（山口県庁14階）

書類の提出

- (1) 免許状の種類・教科ごとに必要書類を整え、直接又は郵送により提出してください。
- (2) 申請用紙は、必要に応じて上質紙にコピーしてご使用ください。
- (3) 郵送する場合は、封筒の表に「免許状授与願在中」と朱書してください。

手数料

手数料は、下記の金額を山口県収入証紙で納入してください。

※県外在住者で山口県収入証紙の入手が困難な方は、現金又は郵便為替を送付してください。なお、郵便為替の場合は、受取人を記入しないこと。

出願書類	手数料
教育職員免許状授与申請書（第4号様式）	3,300円
教育職員検定願（第10号様式の3）	1,700円

提出書類等

- (1) 別紙「普通免許状の出願に必要な書類」に定める書類
- (2) 現在の氏名及び本籍地都道府県が、免許状又は証明書等に記載されたものと異なる場合は、戸籍抄本又は市町村の発行する戸籍記載事項証明書を同封してください。
- (3) 免許状送付用封筒
角形2号の封筒に530円分の切手を貼付し、宛名を明記してください。
- (4) 証明書は開封した場合は無効となるので、厳封されたものを提出してください。

申請書類作成上の注意

- (1) 申請する免許状の種類及び教科ごとに書類を作成すること。
- (2) 申請者の氏名は、戸籍のとおりの字を楷書で記入すること。
- (3) 免許状及び保育士証等の写しは、現職の教員及び保育士の方は、原本を一枚紙に表裏ともコピーしたものに所属長の原本確認（「原本と相違ないことを証明する」旨の文言と、証明年月日、所属名、所属長名を記載の上、所属長の公印を押印したもの）を受けたものを提出してください。現職の教員及び保育士以外の方は、原本を持参し担当係の確認を受ける必要があります。
- (4) 「人物に関する証明書（第6号様式の3）」及び「実務に関する証明書（第9号様式）」の実務証明者は、現職の場合次のとおり。
 - ① 大学附置の国立又は公立学校の教員・・・学長
 - ② 県立学校の教員・・・県教育委員会
 - ③ 市町立学校の教員・・・市町教育委員会
 - ④ 私立の学校の教員・・・学校法人の理事長
 - ⑤ 保育士・・・施設の設置者
- (5) 現職の教員及び保育士以外の方は、担当係が面接を行って「人物に関する証明書（第6号様式の3）」を作成する必要がありますので、事前にご連絡ください。
- (6) 申請者が外国人の場合は、本籍地都道府県の欄は、国籍を記入してください。また、国籍、氏名等は、在留カードのとおりに記入してください。

〈授与申請書記載例〉

第4号様式（第3条、第5条、第11条、附則第4項－第6項、附則第8項、附則第9項関係）

授与年月日	
番号	
根拠規定	

教育職員免許状授与申請書

令和〇〇年〇月〇日

山口県教育委員会様

本籍地 山口県
都道府県
郵便番号 753-8501
申請者 住所 山口市滝町1-1
ふりがな やまぐちはなこ
氏名 山口花子
昭和△△年△月△△日生
(電話 083局 933-4550 番)

教育職員免許法第5条の2
下記の教育職員免許状の授与を受けたいので、
教育職員免許に関する規則

第 1 項

第11条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

附則第 項

免許教科・領域がある場合のみ記入

記

免許状の種類	幼稚園・小学校・中学校・高等学校 特別支援学校・養護・栄養・その他()	教科(事項) 、領域 又は 自立活動	数学
	(教諭)・助教諭		
	(普通)(専修(一種・二種)・特別・臨時		

山口県収入証紙はり付け欄

3,300円分(H10.4.1改正)のりで貼り付けること
(消印しないこと)

注1 「免許状の種類」欄には、該当するものを○で囲むこと。

2 太枠内は、記入しないこと。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。